

## ○佐久市生物多様性専門家会議設置要領

### (設置)

第1条 市内の山地里山の持続可能な森林生態系の保全を図るため、多様な関係者が連携し、必要な調査実験に基づく検証を行うことで、生物多様性の維持回復を図るため、佐久市生物多様性専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 専門家会議は、生物多様性の維持回復に関わる必要な調査及び検証等を行い、その成果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 専門家会議は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次にあげる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 民間諸団体の代表者又は職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 専門家会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門家会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 専門家会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月19日から施行する。